

(仮称) 西東京市名誉市民条例の概要 <修正案>

まちの魅力の創造、郷土愛の醸成に資することを目的に、社会・文化の興隆に功績があった市民または市にゆかりのある方に対し、その功績をたたえ、市民の敬愛の対象として顕彰するための「名誉市民条例」を制定するものです。

1 名誉市民の称号を贈る要件

公共福祉の増進や、学術・技芸等の進展に寄与し、~~そのことによって市民の生活や文化に貢献し、~~その功績が特に優れており、広く市民に敬愛されている方に、西東京市名誉市民の称号を贈ることができるものとします。

この称号は、お亡くなりになった方へも追贈できるものとします。

2 選定方法

名誉市民は、市議会の同意を得て、市長が選定するものとします。

なお、市長が市議会の同意を求める場合は、あらかじめ設置する（仮称）西東京市名誉市民選定委員会に諮問し、その意見を聴くものとします。

3 顕彰方法

名誉市民には、名誉市民証を贈るとともに、その旨を公示し、西東京市広報等で公表を行い、その功績を顕彰するものとします。

4 待遇

名誉市民に対しては、別に定める待遇を与えることができるものとします。

この待遇は、市が主催する各種行事への招待等、市民との交流に関するもののほか、特に市長が認めるものとします。

5 称号の取消し

市長は、選定した名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失い、市民の敬愛を受けなくなると認めるときは、市議会の同意を得て、名誉市民の称号を取り消すことができるものとします。

6 田無市・保谷市の名誉市民の取り扱い

合併前の田無市名誉市民条例、保谷市名誉市民条例により名誉市民の称号を贈られていた方は、新たな条例の規定により名誉市民の称号を贈られた方とみなすものとします。